

ふるさと愛媛の中小企業振興条例の一部を改正する条例

ふるさと愛媛の中小企業振興条例（平成24年愛媛県条例第68号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>愛媛県の中小企業は、本県経済の発展及び雇用の維持に大きな役割を果たしているほか、その事業活動を通じて地域の歴史、伝統及び文化を育む地域社会の担い手であり、今後もこうした役割を果たしていくことが期待される。</p> <p>しかしながら、経済の国際化の進展、それに伴う競争の激化、少子高齢化の進行等により、中小企業を取り巻く環境は、極めて厳しくなっている。</p> <p>このような状況の下、活力と愛顔（えがお）あふれる愛媛県を築くためには、<u>基盤となる中小企業、とりわけ、後継者や従業員の確保・育成、販路拡大等に課題を抱える小規模企業</u>について、その事業の持続的発展が必要であり、そのためには、中小企業者の自主的な努力のみならず、その経営の向上の意欲を育てていくことがこれまで以上に重要性を増している。</p> <p>ここに、中小企業の振興を県政の重要課題と位置付け、中小企業に対する支援の強化を図るため、この条例を制定する。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>小規模企業者</u> 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に規定する小規模企業者で、県内に事務所又は事業</p> | <p>愛媛県の中小企業は、本県経済の発展及び雇用の維持に大きな役割を果たしているほか、その事業活動を通じて地域の歴史、伝統及び文化を育む地域社会の担い手であり、今後もこうした役割を果たしていくことが期待される。</p> <p>しかしながら、経済の国際化の進展、それに伴う競争の激化、少子高齢化の進行等により、中小企業を取り巻く環境は、極めて厳しくなっている。</p> <p>このような状況の下、活力と愛顔（えがお）あふれる愛媛県を築くためには、<u>基盤となる中小企業</u></p> <hr/> <p><u>の</u>持続的発展が必要であり、そのためには、中小企業者の自主的な努力のみならず、その経営の向上の意欲を育てていくことがこれまで以上に重要性を増している。</p> <p>ここに、中小企業の振興を県政の重要課題と位置付け、中小企業に対する支援の強化を図るため、この条例を制定する。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 省略</p> |

所を有するものをいう。

(3) 省略

(4) 省略

(5) 省略

(基本方針)

第4条 省略

2 県は、前項の基本方針に基づき中小企業の振興に関する施策を実施するに当たっては、小規模企業者に対して、その経営の状況に応じて事業の持続的発展が図られるよう、必要な配慮をするものとする。

(2) 省略

(3) 省略

(4) 省略

(基本方針)

第4条 省略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議 案 説 明

小規模企業振興基本法（平成26年法律第94号）の施行に伴い、及び本県の小規模企業の持続的発展を図るため、この条例の一部を改正しようとするものである。